

障がいのある方や、障がい児を監護または養育している方へ

【特別障害者手当・障害児福祉手当】

在宅であって、著しく重度の障がいがあるために、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。



手当	対象者	対象となる障がい	手当の額	注意事項	詳しくはこちら (市公式ウェブサイト)
特別障害者 手当	20歳以上の方	肢体障がい 心臓障がい 腎臓障がい 呼吸器障がい 精神障がい 等	月額 29,590円	施設（有料老人ホーム等は除く）に入所している場合や、病院等に継続して3カ月以上入院している場合は、支給されません。	
障害児福祉 手当	20歳未満の方		月額 16,100円	施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金など受給している場合は、支給されません。	

【特別児童扶養手当】

対象者	手当の額	注意事項	詳しくはこちら (市公式ウェブサイト)
重度（1級）または中度（2級）の障がいのある児童（20歳未満）を監護・養育している父か母、または養育者の方	月額 1級：56,800円 2級：37,830円	対象児童が施設に入所している場合や、対象児童が障がいを事由とする年金を受給している場合は、支給されません。	

《その他》 ○手当額は改定される場合があります。（記載は令和7年5月現在の手当額）

○支給にあたっては所得制限があります。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120

令和7年度 広告入り窓口封筒の募集

新たな財源確保と地域経済の活性化を目的とする益田市広告収入事業の一環として、市民課等で発行する証明書の持ち帰り用として、企業等の広告入り窓口封筒の広告主等を募集します。

- 〈広告枠〉 市民課等で発行する証明書の持ち帰り用封筒市が指定する大きさとする
- 〈広告内容〉 「益田市広告収入事業広告掲載基準」に基づく
- 〈規格〉 ・角形2号封筒（相当と認められるものも可）
・長形3号封筒（相当と認められるものも可）
- 〈紙質〉 古紙配合再生紙
- 〈提供枚数〉 1業者における提供枚数の制限なし（協議により決定）
- 〈設置期間〉 8月1日～令和8年7月31日
- 〈設置封筒〉 広告主等が作成
- 〈募集締切〉 5月20日(火)



※詳しくは、市公式ウェブサイトでご確認ください

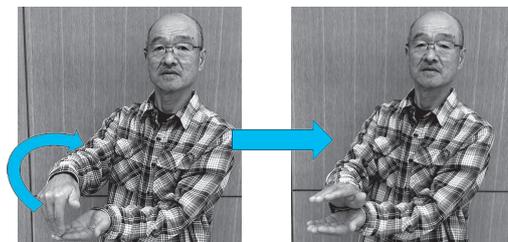
【問い合わせ先】 市市民課 ☎ 31-0222



「手話」をやってみよう！

【今月の手話】

かしわもち
柏餅



みぎて ゆびさき ひだりて ゆびさき あもち
右手の指先に左手の指先を当て、餅をくるむように左手を上にも動かす。

【問い合わせ先】

市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120